

就学システム（学齢簿編製）標準仕様書 [第1.0版]（概要）

本仕様書の目指す姿、目的、対象等

目指す姿

- ・クラウド上でシステムのアプリケーションサービスを提供
- ・各自治体は、原則としてカスタマイズせずに利用することで、システム構築・維持費等を削減し、職員の業務負担を軽減して業務が行える

目的

- ・カスタマイズを原則不要にする
 - ・ベンダ間での円滑なシステム更改を可能にする
 - ・自治体行政のデジタル化に向けた基盤整備を行う
- ⇒人口減少社会・デジタル社会における住民サービスの維持・向上

対象

- ・全ての市区町村

標準準拠の基準

- ・実装すべき機能は実装が必要、実装してもしなくても良い機能は選択可能で、それ以外の機能は実装しないことが必要

想定する利用方法

- ・本仕様書に準拠していることを要件に付すだけで、システムの調達が可能となることを想定

改定

- ・制度改正、自治体等による機能改善の提案、新たな技術開発等があった場合には、仕様書の改定を想定

本仕様書の構成とポイント

第1章 本仕様書について

▷本仕様書の目指す姿、目的、対象、標準準拠の基準、想定する利用方法、改定等を明示

第2章 業務フロー等

▷本仕様書の機能要件に対応したモデル的な業務フローを掲載

第3章 機能要件

- ▷就学システム（学齢簿編製）が管理する項目を統一
- ▷新規就学、学齢簿異動、学区設定などの学齢簿管理機能を統一
- ▷基本操作、EUCやアクセスログなど共通機能を統一

第4章 様式・帳票要件

▷システムから出力される様式・帳票のレイアウトの統一

第5章 データ要件

▷管理するデータの標準化したデータ構造と、文字情報基盤文字の活用

第6章 連携要件

▷庁内他システムとの連携の円滑化

第7章 非機能要件

▷セキュリティ、運用・保守、可用性等について、「地方自治体の業務プロセス・情報システムの非機能要件の標準（標準非機能要件）」（内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室及び総務省）に準拠する

第8章 用語

▷本仕様書で使用される用語を定義

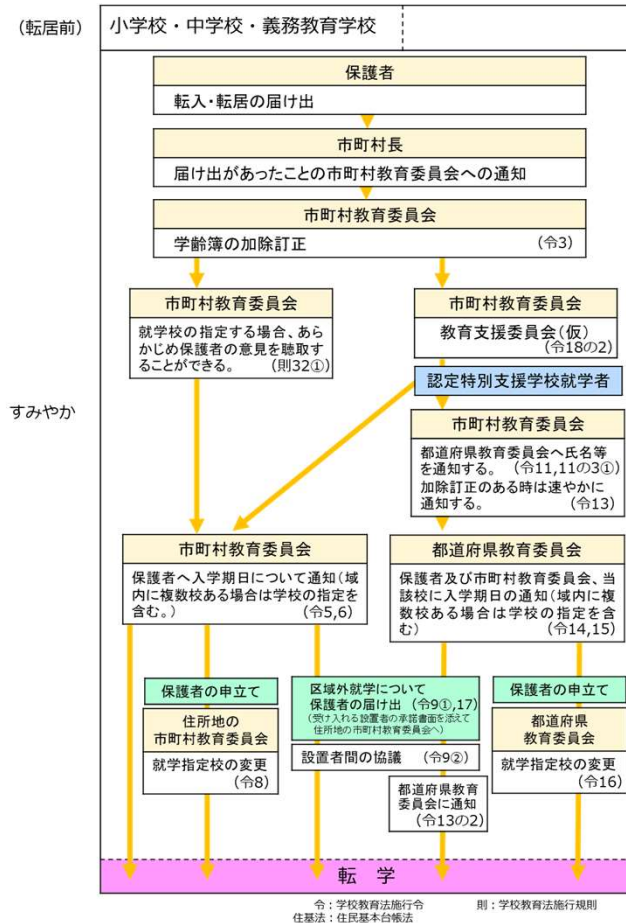
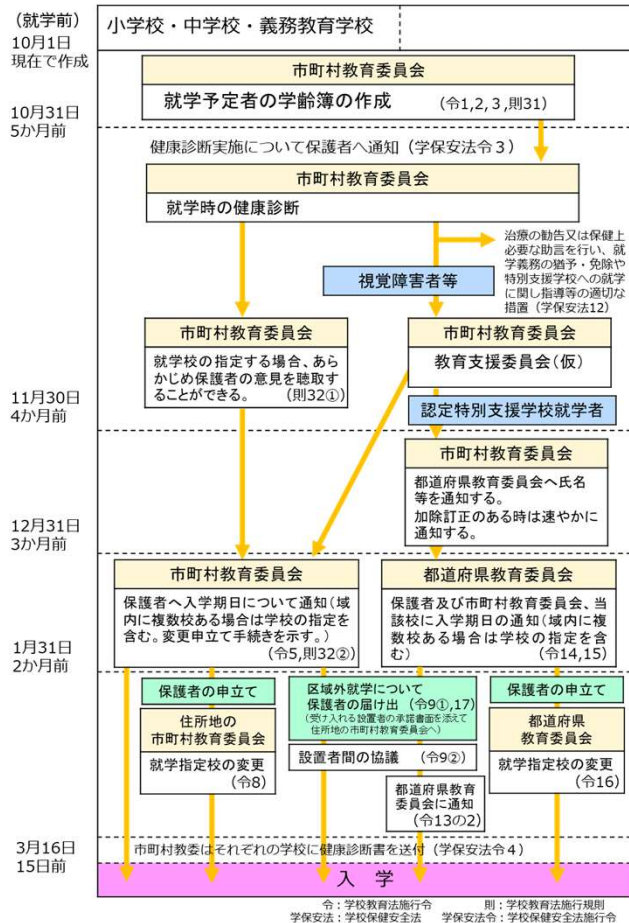
就学システム（学齢簿編製）標準化の範囲

学校教育法施行規則30条に基づく事項と主管室から示された就学事務フローチャート、及び地域情報プラットフォーム標準仕様の自治体業務アプリケーションユニット標準仕様V3.5における機能構成図（DMM）及び機能情報関連図（DFD）の「20.1 学齢簿管理」「20.1発行」を対象とする。

■ 就学事務フローチャート

■ 地域情報プラットフォーム標準仕様の自治体業務アプリケーションユニット標準仕様V3.5

自治体業務アプリケーションユニット標準仕様V3.5



機能構成図(DMM)						業務名			
階層	階層1			階層2			就学		
20.1.1	20.1.2			20.2.1	20.2.2	20.2.3	20.3.1	20.3.2	20.3.3
新就学者登録	学齢簿異動			通知書出力	名簿出力	学齢簿情報出力	支給額決定	申請	認定
	20.1				20.2	20.2.4		20.3	20.3.4
	学齢簿管理				発行	成人式案内出力		就学援助	支給
				20.1	20.2	20.3			20.3.5
				学齢簿管理	発行	就学援助			統計・報告
					20				